

## 国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管の経緯

平成19年12月24日 独立行政法人整理合理化計画（閣議決定）

○国立国語研究所  
【組織形態の見直し等】  
・大学共同利用機関法人に移管する。

平成20年 1月31日 国語に関する学術研究の研究体制・研究組織の今後の在り方や国による支援の在り方などの検討を行うため、「国語に関する学術研究の推進に関する委員会」を設置。

平成20年 7月 7日 「国語に関する学術研究の推進について（報告）」  
（科学技術・学術審議会学術分科会）

○国語に関する学術研究を推進するための中核的研究機関としての機能を持った大学共同利用機関を設置することが必要。  
○当該大学共同利用機関については、最も関連の深い人間文化研究機構において検討を行い、同機構に設置されることが望ましい。

平成21年 3月31日 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）成立 別添

平成21年 1月31日 法案提出  
平成21年 3月18日 衆・文部科学委員会 修正法案可決  
平成21年 3月30日 参・文教科学委員会 修正法案可決

平成21年 4月 1日 人間文化研究機構内に国立国語研究所設置準備室を設置  
→移管後の組織体制、研究計画、職員の移行及び処遇等の検討・準備

平成21年10月 1日 人間文化研究機構へ移管

別添  
独立行政法人に係る改革を推進するための  
文部科学省関係法律の整備等に関する法律（抄）

（独立行政法人国立国語研究所法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）
- 二 独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第十六号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第一条の規定、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条第十項の規定、同条第十二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十条の規定、附則第十一条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条のうち船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十二条の規定  
平成二十一年十月一日

（国語に関する調査研究等の業務の維持及び充実のための措置）

第十四条 国は、国立国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等（以下「国語に関する調査研究等」という。）の業務が、人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（検討）

第十五条 国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

[衆議院]

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 三 国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育事業の重要性に鑑み、引き続き日本語教育事業を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、移管後の国立国語研究所に、日本語教育事業を担当する部門を設置し、さらなる充実を図るとともに、新たな中期計画に日本語教育事業の質の向上を図るための措置を盛り込むこと。
- 四 国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性に鑑み、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。

[参議院]

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 三、独立行政法人国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育研究及び関連する事業等の重要性にかんがみ、引き続き当該研究や事業等を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、同研究所に、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、当該研究や事業等を担当する部門を設置し、更なる充実を図るとともに、新たな中期計画にその質の向上を図るための措置を盛り込むこと。
- 四、移管後の国立国語研究所においても日本語教育データベースの更新、既存の研究開発や研究者ネットワークの継続等に支障を来さないよう、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、研究職にある者を適切に移籍させるとともに、適正な手続に基づき処遇すること。
- 五、独立行政法人国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性にかんがみ、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。

右決議する。